

熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱

制定	平成16年	4月	1日	経済振興局長決裁
改正	平成17年	4月	1日	経済振興局長決裁
	平成19年	4月	1日	経済振興局長決裁
	平成24年	4月	1日	市長決裁
	平成24年	8月30日		商工振興課長決裁
	平成25年	3月26日		農水商工局長決裁
	平成26年	3月31日		市長決裁
	平成26年12月25日			市長決裁
	平成27年12月10日			農水商工局長決裁
	平成28年	3月24日		市長決裁
	平成28年	7月11日		市長決裁
	平成29年	3月23日		市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗を解消し、本市商業の振興を図ることを目的として、商店街団体等が実施する空き店舗対策に係る事業に対して交付する熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「空き店舗」とは、熊本市内の商店街の地区内に所在し、商業活動を休止している店舗物件をいう。ただし、大型商業施設等のテナント型店舗は除く。
- (2) 「補助事業者」とは、空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結して、この補助金の対象となる事業を実施するものをいう。
- (3) 「商店街団体」とは、熊本市内に存する任意又は法人の商店街をいう。
- (4) 「協同組合等」とは、熊本市内に存する事業協同組合及び事業協業組合をいう。
- (5) 「商工団体」とは、熊本商工会議所及び熊本市内に存する商工会をいう。
- (6) 「民間事業者」とは、小売業、サービス業又は飲食業（他者から商標又はノウハウ等の提供を受けて事業展開を行うフランチャイズ業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項から第11項までに規定する営業を除く。以下「小売業等」という。）を営もうとする法人又は商店街活性化のための新たな事業を実施する法人であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (7) 「創業者」とは、小売業等を営もうとする個人又は小売業等を1店舗のみで営んでいる個人をいう。
- (8) 「熊本地震被災事業者」とは、平成28年熊本地震により被災し従前の店舗における事業の継続が困難となり移転が必要となった、民間事業者又は小売業等を営む個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街団体、協同組合等、商工団体、民間事業者、創業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）又は熊本地震被災事業者が空き店舗を活用して実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア 地域コミュニティ施設設置事業 商店街団体、商工団体、社会福祉法人又はNPO法人が、空き店舗に子育て支援、保育サービス、買い物支援、高齢者交流、地域情報発信、歴史・文化の継承活動等のコミュニティ施設を設置し、地域住民の交流を促進する事業をいう。
 - イ 魅力向上店舗等運営事業 商店街団体、商工団体、協同組合等又は民間事業者が空き店舗を商店街活性化のための新たな事業の実施の拠点として活用し、商店街の魅力向上に寄与する事業をいう。
 - ウ 創業等商店街出店事業 民間事業者又は創業者が、空き店舗を活用して、民間事業者又は創業者としての新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する事業をいう。
 - エ 熊本地震被災事業者商店街出店事業 熊本地震被災事業者が、被災した従前の店舗の移転先として空き店舗を活用して店舗を出店する事業をいう。

- (2) 熊本市内の商店街の地区内からの移転でないもの。ただし、熊本地震被災事業者を除く。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないもの
- (4) 当該事業の開始に当たって実施する改装工事の着工日（以下「改装工事着工日」という。）から3月以内に当該事業に係る開店等を行うことができるもの

（補助条件）

第4条 商店街団体以外の補助事業者が補助対象事業を行おうとする場合は、申請に際して空き店舗が存する商店街団体の推薦を要することとする。この場合において、当該補助事業者は、当該商店街団体に加盟するなど、積極的に商店街団体の活動に参加するように努めるものとする。

- 2 熊本地震被災事業者商店街出店事業を行おうとする場合は、前項に定めるもののほか、特別な理由がある場合を除き、移転前の従業員の半数以上を継続雇用すること。

（補助対象経費等）

第5条 補助を受ける年度中に必要な補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、商店街団体を除き、補助事業者と空き店舗の所有者が経済上一体と認められる場合、又は同一性が認められる場合は、補助の対象としない。

- 2 補助対象事業につき、国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度による補助を受ける場合は、補助対象経費からこれらの補助の額を控除した額について、別表第1を適用する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1に定めるところにより算出した額を基礎として、予算の範囲内で交付する。

- 2 算定した補助金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は当該年度内とする。

（交付の申請）

第8条 補助事業者は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、別表第2に掲げる書類その他市長が必要であると認めるもの（以下「添付書類」という。）を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（事業計画及び予算の変更）

第9条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、規則第7条第1号及び第2号の規定による計画変更の申請を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業に要する予算の20パーセントを超えて変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項の規定による計画変更の申請に際し、補助事業等計画変更申請書（規則様式第3号）に、変更部分に係る添付書類を添付しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該年度に実施した補助事業の完了後、30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に、別表第3に掲げる書類その他市長が必要であると認めるものを添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 規則第10条に規定する補助金等交付確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

- 2 商店街団体、協同組合等、商工団体、社会福祉法人、NPO法人又は熊本地震被災事業者は、規則第11条第2項から第4項までの規定により、当該補助事業が完了する前に、概算額の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（検査等）

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、又は指示し、必要があるときは事業所等に立ち入り、帳簿等の関係書類を検査することができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付を受ける目的以外に使用したとき。
- (4) 補助金を使用する前に補助金を受けた団体が解散したとき。
- (5) 補助対象事業に係る開店等の日から３６月以内に店舗等を撤退、移転、長期休業、譲渡等したとき（事前に市長に報告し、協議をしていた場合であつて、かつ、市長が特に理由があると認めるときを除く。）。
- (6) 改装工事着工日から３月以内に開店等をしないとき。
- (7) その他市長が不適当と認めたとき。

（国等補助事業として補助する場合の特例）

第１４条 市がこの要綱に基づく補助金の交付に関し国、県等の制度に基づく補助（以下「国等補助金」という。）を受ける場合は、この要綱に定めるもののほか、国等補助金を受けるに当たって満たすべき条件等に適合することを補助事業者に指示するものとする。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年８月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年３月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月３１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成２６年１２月２５日から施行する。

２ 第３条第４号に定める県民百貨店等関係事業者商店街出店事業は、平成２６年１２月２５日から平成２８年３月３１日までとする。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の第７条及び別表第１の規定に基づき、店舗賃借料を補助対象経費として交付決定した補助金については、なお従前の例による。

３ この要綱の施行の日前に交付決定をした県民百貨店等関係事業者商店街出店事業に係る補助金の出納整理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２８年７月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域コミュニティ施設設置事業	店舗の改装に要する 外装、内装、設備等の 工事費（以下「店舗改 装費」という。）	1 / 2 以内	1 5 0 万円
魅力向上店舗等 運営事業	店舗改装費	1 / 2 以内	1 0 0 万円
創業等商店街出 店事業	店舗改装費	1 / 2 以内	1 0 0 万円
熊本地震被災事 業者商店街出店 事業	店舗改装費	1 / 2 以内	1 0 0 万円

別表第 2（第 8 条関係）

補助事業者	添付書類
共 通	事業計画書（様式第 1 号）
	事業収支予算書（様式第 2 号）
	空き店舗の位置図
	空き店舗の改装に係る図面
	空き店舗の改装に係る工事ごとの内訳を明記した 2 者以上の見積書の写し
	空き店舗に係る賃貸借契約書の写し
	空き店舗の現状（着工前）の写真
商店街団体	団体の構成員名簿
	定款、会則、規約その他これらに類するもの
	当該事業の実施について決定した総会等議事録の写し

		市税滞納有無調査承諾書（法人の場合）
		団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
商店街 団体を 除く補 助事業 者	共通	代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書 (様式第3号)
		市税滞納有無調査承諾書
	商工団体、協同 組合等	団体の構成員名簿
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		当該事業の実施について決定した総会等議事録の写し
		団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
	社会福祉法人、 NPO法人	構成員名簿
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		補助事業者概要書（様式第4号）
		経営状況表（様式第5号）
		資金計画書（様式第6号）
	民間事業者	構成員名簿
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		登記事項証明書の写し
		補助事業者概要書（様式第4号）
		経営状況表（様式第5号）
		資金計画書（様式第6号）
	創業者	住居が存する市町村の住民票の写し又は行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 成25年法律第27号）第2条第7号に規定する個人番号カ ードの表面の写し
		履歴書
		確定申告書の写し

		経営状況表（様式第 5 号）（2 店舗目を出店する場合）
		資金計画書（様式第 6 号）
	熊本地震被災事業者	事業計画書（様式第 1 号の 2）
		り災証明書
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		登記事項証明書の写し（法人の場合）
		補助事業者概要書（様式第 4 号）
		経営状況表（様式第 5 号）
		資金計画書（様式第 6 号）

別表第 3（第 10 条関係）

補助事業者	添付書類
共 通	実績報告書（様式第 7 号）
	事業実績書（様式第 8 号）
	事業収支決算書（様式第 9 号）
	領収証又は収支を証する書類の写し
	店舗改装に係る工事請負契約書の写し
	事業実施状況写真
熊本地震被災事業者	実績報告書（様式第 7 号の 2）
	事業実績書（様式第 8 号の 2）